

附属機関等の会議の公開に関する要領

(平成11年3月12日総務局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」(平成9年3月19日市長決裁。以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、附属機関等(要綱第2条第2項に規定する「附属機関」及び「協議会等」をいう。以下同じ。)の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(公開の方法)

第2条 附属機関等における会議の公開の方法は、原則として次の各号に定めるところによる。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、公開した会議の議事録を作成した場合には、その写し及び会議資料を市政情報センター及び区情報センター(以下「センター」という。)並びに仙台市ホームページにおいて、速やかに市民等の閲覧に供さなければならない。
- (2) 附属機関等は、公開する会議における傍聴者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、先着順により難しい場合は、抽選等の方法によることができる。
- (4) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。
- (5) 附属機関等は、会議に関する報道機関の取材に対して、可能な限り配慮するよう努めなければならない。

(周知)

第3条 附属機関等は、会議を公開する場合には、会議を開催する日の1月前までに別記様式第1号をセンターにおいて市民等の閲覧に供するとともに、その写しを行財政改革課長に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に会議を開催する必要がある場合等には、会議の開催の決定後、直ちにセンターにおいて別記様式第1号を市民等の閲覧に供するとともに、その写しを行財政改革課長に送付しなければならない。

3 行財政改革課長は、前2項の規定により別記様式第1号の写しの送付を受けた場合には、速やかに仙台市ホームページにおいて会議の開催について公表しなければならない。

4 附属機関等は、公開する会議の開催について、市政だより等の方法により市民等に

周知するよう努めなければならない。

(報告)

第4条 附属機関等は、その年度における会議の公開の状況について、当該年度の翌年度の4月末日までに別記様式第2号により、行財政改革課長に報告しなければならない。

2 行財政改革課長は、会議の公開の状況についての報告をとりまとめ、速やかにセンターにおいて、市民等の閲覧に供しなければならない。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成11年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の実施の日から平成11年4月末日までに開催される会議に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「会議を開催する日の1月前までに」とあるのは「この要領の実施の日以後速やかに」とする。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成10年度に開催された会議については、同項の規定による報告は要しない。

附 則(平成15年3月28日改正)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則(平成23年1月19日改正)

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則(平成24年6月14日改正)

この改正は、平成24年6月14日から実施する。